

## 入札説明書等の一部訂正のお知らせ

本事業に係る入札説明書等については、下記のとおり訂正致しますので、お知らせ致します。

令和元年 12 月 10 日  
近畿地方整備局

事業名：国道 8 号東沼波電線共同溝 PFI 事業  
入札公告日：令和元年 10 月 8 日

(赤枠のうちの赤字が訂正箇所です)

訂 正 後	訂 正 前																																												
<p>○添付 3 様式集及び記載要領 様式 A-4</p> <p style="text-align: center;">入札価格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>百</td><td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table> <p>注) 1. 入札価格は、課税事業者、免税事業者を問わず消費税及び地方消費税を含む金額を記入すること。 2. 金額は、1桁に1字ずつアラビア数字で記入し、頭書に¥の記号を付記すること。 3. 入札書は、<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">入札参加者の商号又は名称(グループ名及び代表企業の名称)、事業名称及び開札日時</span>を記載した封筒に、様式 B-4②、様式 B-4②別表①、様式 B-4②別表②③とともに封入して提出すること。 4. <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">事業費の支払計画(B-4-②)の※2</span>の額を転記すること。</p>	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円												<p>○添付 3 様式集及び記載要領 様式 A-4</p> <p style="text-align: center;">入札価格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>百</td><td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table> <p>注) 1. 入札価格は、課税事業者、免税事業者を問わず消費税及び地方消費税を含む金額を記入すること。 2. 金額は、1桁に1字ずつアラビア数字で記入し、頭書に¥の記号を付記すること。 3. 入札書は、事業名、書類名、及び応募者名を記載した封筒に、様式 B-4②、様式 B-4②別表①、様式 B-4②別表②③とともに封入して提出すること。 4. 事業費の支払計画(B-4-②)の※2の額を転記すること。</p>	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円											
百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																																			
百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																																			
<p>○添付 3 様式集及び記載要領 様式 A-5</p> <p style="text-align: center;">要求水準書及び添付資料に関する確認書</p> <p>支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 井上智夫殿</p> <p>令和元年 10 月 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">8</span>日付で入札公告のありました「国道 8 号東沼波電線共同溝 PFI 事業」について、提出書類の内容が、要求水準書及び添付資料に規定される要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約します。</p>	<p>○添付 3 様式集及び記載要領 様式 A-5</p> <p style="text-align: center;">要求水準書及び添付資料に関する確認書</p> <p>支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 井上智夫殿</p> <p>令和元年 10 月 31 日付で入札公告のありました「国道 8 号東沼波電線共同溝 PFI 事業」について、提出書類の内容が、要求水準書及び添付資料に規定される要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約します。</p>																																												

訂 正 後	訂 正 前																														
<p>○添付 3 様式集及び記載要領 様式 B-4①</p> <p>2. 割賦金利について</p> <p>(1) 割賦金利について</p> <p>割賦金利：基準金利___%＋スプレッド___%=___%</p> <p>※ 割賦金利は、<b>元本</b>均等払いを前提とし、基準金利と応募者の提案による利ざや(スプレッド)の合計とする。なお、提案提出時に使用する基準金利は、入札公告日のレートを入札用の金利確定日のレートと仮定して算定すること。</p> <p>※ 契約に際しての基準金利は、本件施設の<b>引渡日の</b>東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート 17143 ページ(又はその後継もしくは代替ページ)に掲示されている 6 箇月 LIBOR ベース 15 年物(円/円)金利スワップレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を 0%とする。</p>	<p>○添付 3 様式集及び記載要領 様式 B-4①</p> <p>2. 割賦金利について</p> <p>(1) 割賦金利について</p> <p>割賦金利：基準金利___%＋スプレッド___%=___%</p> <p>※ 割賦金利は、元利均等払いを前提とし、基準金利と応募者の提案による利ざや(スプレッド)の合計とする。なお、提案提出時に使用する基準金利は、入札公告日のレートを入札用の金利確定日のレートと仮定して算定すること。</p> <p>※ 契約に際しての基準金利は、本件施設の引渡日の 60 日前の東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート 17143 ページ(又はその後継もしくは代替ページ)に掲示されている 6 箇月 LIBOR ベース 15 年物(円/円)金利スワップレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を 0%とする。</p>																														
<p>○添付 3 様式集及び記載要領 様式 B-4③</p> <table border="1" data-bbox="232 676 983 820"> <tr><td>借入金残高</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>期首残高</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>借入額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>返済額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td><b>期末残高</b></td><td></td><td></td></tr> </table>	借入金残高			期首残高			借入額			返済額			<b>期末残高</b>			<p>○添付 3 様式集及び記載要領 様式 B-4③</p> <table border="1" data-bbox="1240 676 1995 820"> <tr><td>借入金残高</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>期首残高</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>借入額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>返済額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>期首残高</td><td></td><td></td></tr> </table>	借入金残高			期首残高			借入額			返済額			期首残高		
借入金残高																															
期首残高																															
借入額																															
返済額																															
<b>期末残高</b>																															
借入金残高																															
期首残高																															
借入額																															
返済額																															
期首残高																															
<p>○添付 3 様式集及び記載要領 様式 B-4③</p> <p>備考 1 本事業に係る資金収支計画を記載して下さい。  2 各年度は4月から翌年3月までとし、消費税及び物価変動を考慮しない金額を記載して下さい。  3 金額については、百円以下を<b>切り捨て</b>千円まで、また、参考指標については、小数点以下第2位を<b>切り捨て</b>小数点以下第1位まで記載してください。  4 損益計算書の費用(その他費用)に相当する費用は、可能な範囲で具体的に記述し、その内容等を別掲してください。  5 原則としてA3一枚に記載して下さい。  6 現在価値の算出においては、割引率2.6%を用い、本施設の契約締結日を基準日とし、令和元年度の支払いから割り引いて計算してください。  7 本様式は、Microsoft Excel を使用して作成し、その情報(算定数式含む)が保存されているCDを提出して下さい。  8 なお、算定数式の提出が困難な場合は、算定方法が確認出来る資料を別途提出すること(自由様式)</p>	<p>○添付 3 様式集及び記載要領 様式 B-4③</p> <p>備考 1 本事業に係る資金収支計画を記載して下さい。  2 各年度は4月から翌年3月までとし、消費税及び物価変動を考慮しない金額を記載して下さい。  3 金額については、百円以下を四捨五入して千円まで、また、参考指標については、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記載してください。  4 損益計算書の費用(その他費用)に相当する費用は、可能な範囲で具体的に記述し、その内容等を別掲してください。  5 原則としてA3一枚に記載して下さい。  6 現在価値の算出においては、割引率2.6%を用い、本施設の契約締結日を基準日とし、令和元年度の支払いから割り引いて計算してください。  7 本様式は、Microsoft Excel を使用して作成し、その情報(算定数式含む)が保存されているCDを提出して下さい。  8 なお、算定数式の提出が困難な場合は、算定方法が確認出来る資料を別途提出すること(自由様式)</p>																														
<p>○添付 3 様式集及び記載要領 様式 B-4④</p> <p>〈様式作成にあたっての注意事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設計費、工事費は、資金収支計画(様式B-4-③)、事業費内訳書(様式B-4-⑤)の合計値と整合させること。</li> <li>2 各業務について小区分毎に費用を分けられる場合は分けて記入すること。</li> <li>3 各年度は4月から翌3月までとすること。</li> <li>4 消費税等(地方消費税を含む。以下、同じ)を除いた額で記入すること。</li> <li>5 割賦手数料の料率については、基準金利及び利ざやに区分すること。  入札公告日のレートを入札用の金利確定日のレートと仮定して基準金利を算定すること。</li> <li>6 A3横書き1枚に記入すること。</li> <li>7 ただし、積算根拠の説明については、必要に応じて別紙を追加して差し支えない。</li> <li><b>8 金額については、百円以下を切り捨て千円まで記載してください。</b></li> </ol>	<p>○添付 3 様式集及び記載要領 様式 B-4④</p> <p>〈様式作成にあたっての注意事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設計費、工事費は、資金収支計画(様式B-4-③)、事業費内訳書(様式B-4-⑤)の合計値と整合させること。</li> <li>2 各業務について小区分毎に費用を分けられる場合は分けて記入すること。</li> <li>3 各年度は4月から翌3月までとすること。</li> <li>4 消費税等(地方消費税を含む。以下、同じ)を除いた額で記入すること。</li> <li>5 割賦手数料の料率については、基準金利及び利ざやに区分すること。  入札公告日のレートを入札用の金利確定日のレートと仮定して基準金利を算定すること。</li> <li>6 A3横書き1枚に記入すること。</li> <li>7 ただし、積算根拠の説明については、必要に応じて別紙を追加して差し支えない。</li> </ol>																														

訂 正 後	訂 正 前
<p>○添付 3 様式集及び記載要領 様式 B-4⑤-I</p> <p>【備考】</p> <p>※1:項目は適宜、追加及び削除して下さい。</p> <p>※2:施設毎に内訳を記入することが困難な項目については、必要に応じセルを結合する等、工夫して下さい。</p> <p>※3:各項目とも、項目名のみでは説明が不十分な場合は、備考欄に内容を具体的に記載して下さい。</p> <p>※4:金額については、百円以下を切り捨て千円まで記載してください。</p> <p>※5:金額が、様式B-4-③、様式B-4-④と整合がとれていることを確認して下さい。</p>	<p>○添付 3 様式集及び記載要領 様式 B-4⑤-I</p> <p>【備考】</p> <p>※1:項目は適宜、追加及び削除して下さい。</p> <p>※2:施設毎に内訳を記入することが困難な項目については、必要に応じセルを結合する等、工夫して下さい。</p> <p>※3:各項目とも、項目名のみでは説明が不十分な場合は、備考欄に内容を具体的に記載して下さい。</p> <p>※4:金額は、千円未満を四捨五入して下さい。</p> <p>※5:金額が、様式B-4-③、様式B-4-④と整合がとれていることを確認して下さい。</p>
<p>○添付 3 様式集及び記載要領 様式 B-4⑤-II</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・項目は適宜、追加及び削除して下さい。</li> <li>・消費税、物価変動を除いた額を記入して下さい。</li> <li>・A3横書きで各年の想定される支出を記入して下さい。</li> </ul> <p>金額については、百円以下を切り捨て千円まで記載してください。</p>	<p>○添付 3 様式集及び記載要領 様式 B-4⑤-II</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・項目は適宜、追加及び削除して下さい。</li> <li>・消費税、物価変動を除いた額を記入して下さい。</li> <li>・A3横書きで各年の想定される支出を記入して下さい。</li> </ul>
<p>○添付 3 様式集及び記載要領 様式 B-4⑦</p> <p>注) 1. Microsoft Excelを使用して作成し、その情報(算定数式含む)が保存されているCDを提出してください。</p> <p>2. 表の作成にあたっては、行については記載項目ごとに1行とし、セルの結合及び複数行にしないこと。また、列についても各項目語毎に1列とし、セルの結合を行わないこと。</p> <p>3. 事業費内訳書(様式B-4⑥)等と整合させること。</p> <p>4. 間接費も計上すること。</p> <p>5. 当該様式には、事業契約書(案)で示す「整備工事等費」以外のものに係る費用を計上すること。</p> <p>6. 金額については、百円以下を切り捨て千円まで記載すること。</p>	<p>○添付 3 様式集及び記載要領 様式 B-4⑦</p> <p>注) 1. Microsoft Excelを使用して作成し、その情報(算定数式含む)が保存されているCDを提出してください。</p> <p>2. 表の作成にあたっては、行については記載項目ごとに1行とし、セルの結合及び複数行にしないこと。また、列についても各項目語毎に1列とし、セルの結合を行わないこと。</p> <p>3. 事業費内訳書(様式B-4⑥)等と整合させること。</p> <p>4. 間接費も計上すること。</p> <p>5. 当該様式には、事業契約書(案)で示す「整備工事等費」以外のものに係る費用を計上すること。</p>

訂 正 後

○添付 3 様式集及び記載要領 様式 G-1

(5) 工事中の安全確保 (第 1 編 1-1-26)			
ア 近接施工	配電線および送電線付近で作業をする場合は事前に関西電力(株)事業所と事故防止対策について協議すること。		
イ 現場環境改善費	現場環境改善費として実施する項目については、要求水準書記載の表の内容のうち原則として各計上費目(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び、地域連携)に 1 内容ずつ(いずれか 1 費目のみ 2 内容)の合計 5 つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとする。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。 現場環境改善の実施については、具体的な実施内容、実施期間について施工計画書に含め近畿地方整備局に提出するものとする。		
(6) 事故報告書 (第 1 編 1-1-29)	事業者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに近畿地方整備局に通報するとともに、原則として要求水準書記載の URL にアクセスし事故報告様式に入力し、近畿地方整備局が指示する期日までにホームページ上で提出しなければならない。		

※訂正前の (4) を削除

訂 正 前

○添付 3 様式集及び記載要領 様式 G-1

(5) 工事中の安全確保 (第 1 編 1-1-26)			
ア 近接施工	配電線および送電線付近で作業をする場合は事前に関西電力(株)事業所と事故防止対策について協議すること。		
イ 現場環境改善費	現場環境改善費として実施する項目については、要求水準書記載の表の内容のうち原則として各計上費目(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び、地域連携)に 1 内容ずつ(いずれか 1 費目のみ 2 内容)の合計 5 つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとする。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。 現場環境改善の実施については、具体的な実施内容、実施期間について施工計画書に含め近畿地方整備局に提出するものとする。		
(4) 環境対策 (第 1 編 1-1-30)			
ア 低騒音型の使用	本工事の施工にあたっては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成 9 年度建設省告示第 1536 号)に基づき指定された低騒音型建設機械の使用は考えていないが、現場条件により低騒音型建設機械を使用しなければならない場合は近畿地方整備局と協議するものとし、低騒音型建設機械を使用するものとする。 ただし、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合(受注者の都合で調達できない場合は認めない)は必要書類を近畿地方整備局に提出するものとする。		
イ 公害対策	(ア) 本工事の施工については、通常の施工法によるものとしているが、万一公害等が生じたり、又は生ずる恐れがある場合は、その対策等について設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。但し、受注者の施工上の欠陥による場合はこの限りではない。公害等に関連すとみなされる工種と標準工法は、要求水準書記載の表のとおりとする。 (イ) 工事の施工に際して騒音規制法及び振動規制法に基づく規制を受け新たに騒音防止の対策が必要な場合や、振動の規制に関する対策が必要な場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。		
(6) 事故報告書 (第 1 編 1-1-29)	事業者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに近畿地方整備局に通報するとともに、原則として要求水準書記載の URL にアクセスし事故報告様式に入力し、近畿地方整備局が指示する期日までにホームページ上で提出しなければならない。		

訂 正 後		訂 正 前																			
○添付 3 様式集及び記載要領 様式 G-1		○添付 3 様式集及び記載要領 様式 G-1																			
<table border="1"> <tr> <td>④ 交通安全管理 (第 1 編 1-1-32)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア安全施設類</td> <td>標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及所轄警察署と打合わせを行い実施するものとする。なお、打合わせの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準 (案) 以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	④ 交通安全管理 (第 1 編 1-1-32)				ア安全施設類	標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及所轄警察署と打合わせを行い実施するものとする。なお、打合わせの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準 (案) 以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。			<table border="1"> <tr> <td>(5) 交通安全管理 (第 1 編 1-1-32)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア安全施設類</td> <td>標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及所轄警察署と打合わせを行い実施するものとする。なお、打合わせの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準 (案) 以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(5) 交通安全管理 (第 1 編 1-1-32)				ア安全施設類	標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及所轄警察署と打合わせを行い実施するものとする。なお、打合わせの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準 (案) 以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。						
④ 交通安全管理 (第 1 編 1-1-32)																					
ア安全施設類	標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及所轄警察署と打合わせを行い実施するものとする。なお、打合わせの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準 (案) 以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。																				
(5) 交通安全管理 (第 1 編 1-1-32)																					
ア安全施設類	標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及所轄警察署と打合わせを行い実施するものとする。なお、打合わせの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準 (案) 以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。																				
○添付 3 様式集及び記載要領 様式 G-1		○添付 3 様式集及び記載要領 様式 G-1																			
<table border="1"> <tr> <td>(14) 工事材料の品質 (第 2 編 1-2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア品質規格</td> <td>要求水準書に記載の表の材料については、要求水準書に記載の表の品質規格を満足させなければならない。 ただし、要求水準書に記載の表の性能において幹線部電力用管条数が 9 条以下はビカット軟化点温度は 80℃品とし、10 条以上は 83℃品とする。 ・ F A 系管路 (共用 F A 管、F A 管)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ品質証明書等</td> <td>事業者は工事に使用する材料のうち、要求水準書に記載の表の材料及び近畿地方整備局の指示した材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に近畿地方整備局に提出し、確認を受けなければならない。</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(14) 工事材料の品質 (第 2 編 1-2)				ア品質規格	要求水準書に記載の表の材料については、要求水準書に記載の表の品質規格を満足させなければならない。 ただし、要求水準書に記載の表の性能において幹線部電力用管条数が 9 条以下はビカット軟化点温度は 80℃品とし、10 条以上は 83℃品とする。 ・ F A 系管路 (共用 F A 管、F A 管)			イ品質証明書等	事業者は工事に使用する材料のうち、要求水準書に記載の表の材料及び近畿地方整備局の指示した材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に近畿地方整備局に提出し、確認を受けなければならない。			<table border="1"> <tr> <td>(14) 工事材料の品質 (第 2 編 1-2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア品質規格</td> <td>要求水準書に記載の表の材料については、要求水準書に記載の表の品質規格を満足させなければならない。 ただし、要求水準書に記載の表の性能において幹線部電力用管条数が 9 条以下はビカット軟化点温度は 80℃品とし、10 条以上は 83℃品とする。 ・ F A 系管路 (共用 F A 管、F A 管)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(14) 工事材料の品質 (第 2 編 1-2)				ア品質規格	要求水準書に記載の表の材料については、要求水準書に記載の表の品質規格を満足させなければならない。 ただし、要求水準書に記載の表の性能において幹線部電力用管条数が 9 条以下はビカット軟化点温度は 80℃品とし、10 条以上は 83℃品とする。 ・ F A 系管路 (共用 F A 管、F A 管)		
(14) 工事材料の品質 (第 2 編 1-2)																					
ア品質規格	要求水準書に記載の表の材料については、要求水準書に記載の表の品質規格を満足させなければならない。 ただし、要求水準書に記載の表の性能において幹線部電力用管条数が 9 条以下はビカット軟化点温度は 80℃品とし、10 条以上は 83℃品とする。 ・ F A 系管路 (共用 F A 管、F A 管)																				
イ品質証明書等	事業者は工事に使用する材料のうち、要求水準書に記載の表の材料及び近畿地方整備局の指示した材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に近畿地方整備局に提出し、確認を受けなければならない。																				
(14) 工事材料の品質 (第 2 編 1-2)																					
ア品質規格	要求水準書に記載の表の材料については、要求水準書に記載の表の品質規格を満足させなければならない。 ただし、要求水準書に記載の表の性能において幹線部電力用管条数が 9 条以下はビカット軟化点温度は 80℃品とし、10 条以上は 83℃品とする。 ・ F A 系管路 (共用 F A 管、F A 管)																				